

仕 様 書

1 件名

令和8年度「世界自然遺産を活用した観光振興」に係るウェブサイト運営管理及びオンラインプロモーション等業務委託

2 事業目的

世界自然遺産(*)登録地を持つ地方自治体が連携し、世界自然遺産の知名度を生かした観光 PR を実施することにより、東京と日本各地への旅行者誘致促進を図る。実施に当たっては、関係自治体と設置する以下の協議会における合意形成を得て運営するものとする。

- ・協議会名 : 世界自然遺産を活用した観光振興事業推進協議会
- ・構成員(6自治体): 北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、沖縄県(以下「5道県」という。)
東京都(以下「都」という。)

*日本国内の世界自然遺産(5件): 知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島、奄美・沖縄

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)の指定する場所

5 対象市場

- ・海外: 欧米豪市場等
- ・日本国内

6 全体運営

(1)全般について

受託者は、本仕様書「2 事業目的」に基づき、国内にある各世界自然遺産のブランドイメージを活用して、東京と日本各地の魅力を国内及び海外に広く発信し、世界自然遺産に関心のある旅行者による訪問を促進するために、次の事業を実施すること。

- ア 世界自然遺産ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)の制作・更新・運営管理
- イ オンライン広告
- ウ 画像データダウンロードシステムの設置及び運営管理
- エ 会議開催関連業務

(2)実施体制

- ア 5道県及び都に対する国内及び海外からの旅行者の認知度や来訪割合等の現況を十分に踏まえた上で、事業目的の達成に向けて事業を遂行すること。
- イ 5道県及び都の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ

て運営すること。5 道県に関する情報発信に偏りが生じることのないように留意すること。

- ウ 令和 8 年 4 月上旬を目途に詳細なスケジュールや実施内容等を明らかにした実施計画を作成して財団に提出するとともに説明すること。
- エ 業務の詳細について、定期的に報告・説明会を行うなど、進捗状況等を綿密に財団へ報告すること。
- オ 本事業における実施体制を明確化し、協力会社含め体制管理を徹底すること。
- カ 協力先のある場合は、業務分担を明確に整理して業務体制図を作成し財団に提出すること。定期的な打合せ等により、認識の共有を適切に行うこと。また協力会社の対応事項についても受託者が責任をもって管理し、財団に適宜報告すること。
- キ 写真や動画利用に当たっては、原則として、永年使用が可能で、各世界自然遺産の魅力が十分に伝わる素材を受託者が手配すること。著作権元に承認が必要な場合は承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、本委託費に含めること。
- ク 発信する情報に関する事実確認は、受託者が責任をもって行うこと。
- ケ コンテンツ作成に当たっては、各自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認、テストページ確認依頼等を行うこと。依頼に際しては、事実確認を徹底した上で、記載内容の誤りや不具合等がないか十分に精査し、確認日数を十分に確保できるように考慮すること。
- コ 本事業に関連して 5 道県及び都が発信するプレスリリースについて、必要に応じて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供に協力すること。
- サ 財団及び都が別途実施する商談会等の関連事業との有機的な連携を図ること。

7 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的達成に向けて、以下の業務を効果的、魅力的かつ円滑に実施・運営すること。

(1) ウェブサイトの制作・更新・運営管理

ア ウェブサイトについて

- ・名称：日本の世界自然遺産/World Natural Heritage in Japan
- ・URL 及び言語：<https://world-natural-heritage.jp/>（日本語）
<https://world-natural-heritage.jp/en/>（英語）

イ サイト移管・引継ぎ

既存のウェブサイトの前年度の受託事業者から引継ぎ、運営管理を行うこと。コンテンツ、デザイン、構成及び機能を含む仕様全般について、原則として従来のを引継ぐこととする。

システム等の移管作業が必要な場合は令和 8 年 4 月 30 日までに移管を終えて、受託者の管理においてサイト公開を完了すること。また、移管作業期間中に既存サイトの掲載情報に修正・更新があった場合は、速やかに対応すること。なお、引継ぎに係る一切の費用は本委託費に含むこと。

ウ ウェブサイトのコンセプト

- (ア) 国内の世界自然遺産のブランドイメージを十分に活用し、その共通の価値を伝えるとともに、各地の自然遺産の魅力、アクセス情報等をわかりやすく発信することにより、国内及び海外の旅行者の来訪意欲を高め、実際に現地を訪問することを促す。
- (イ) 各自然遺産の紹介にとどまらず、一つの自然遺産を訪れた旅行者が、他の自然遺産地域も訪れてみたいとなるような訴求を行う。
- (ウ) 保護すべき貴重な自然との共存に関する事項等を盛り込むこと。

エ 効果測定及び報告

(ア) ウェブサイトアクセス分析

過年度より使用している解析ツール等を用いてアクセス解析を毎月行い、分析結果を踏まえた改善提案を含む考察を行い、財団に報告すること。基本的な解析項目については以下のとおりとするが、他にサイト運営に有効な項目があれば追加すること。

【項目（想定）】

月間ページビュー数（以下「PV」という。）及び年間累積PV数、ユニークユーザー数、ユーザー数（新規・リピーター）、セッション数、地域別アクセス状況、閲覧端末比率、ページ別アクセス状況（PV数、平均ページ滞在時間、エンゲージメント率等）、各流入元及び参照サイト（セッション数、セッション時間、エンゲージメント率等含む）、検索キーワード（クリック数、表示回数、CTR、掲載順位等含む）及び、「7（1）オ コンテンツ制作」及び「7（1）ク SEO対策・サイト改善」の実施効果

(イ) 目標値（KPI）について

ウェブサイトの自然検索による流入及び閲覧に係る目標値として、かつ意欲的な年間目標値及び各月の計画値等を設定すること。各指標は上記「(ア) ウェブサイトアクセス分析」の記載のとおりとし、別途財団が示す令和7年度実績を超えること。設定した目標値を達成できるよう魅力あるウェブサイト制作・運営を行い、毎月報告を行うこと。

オ コンテンツ制作

ウェブサイトの訴求力及びユーザビリティの向上を目的とし、ウェブサイトの充実を図るために必要なコンテンツを追加・更新し、掲載情報の拡充を行うこと。記事コンテンツ内には現地の写真や必要に応じて映像を使用して、世界自然遺産の魅力が視覚的に伝わりやすいよう工夫すること。

必要に応じて対象地域の現地取材を行うこと。ただし、取材に要する全ての経費は本委託費に含むこと。

(ア) 観光モデルコースの制作及び掲載

- ・ターゲット層：日本国内にある世界自然遺産地域をはじめて訪れる旅行者

- ・内 容：各地域における主な観光コンテンツを周遊するモデルコース
日帰り、1泊2日、2泊3日等、地域ごとに適切な期間を設定すること。

- ・制作時の留意事項等

- ① 都内空港や主要駅及び国内の主要都市を発着地として、現地までの基本的なアクセス情報をわかりやすく掲載すること。
- ② 現地における各訪問先における滞在時間の目安、移動手段及びその目安となる時間を設定して掲載すること
- ③ 服装や持ち物といった旅の準備や、動植物への配慮等、現地における注意事項や、飲食店、文化・体験施設等、各地の訪問時に必要となる情報を含むこと。
- ④ 設定したモデルコース周辺のおすすめスポット等、立ち寄り場所を提案し、旅行者の興味・関心に応じて、さらなる周遊を促すことのできる工夫があるとなおよい。
- ⑤ 閲覧者にとって視認性が高く、情報収集が容易でありかつわかりやすい構成・デザインを工夫すること。

- (イ) 各地域の魅力を伝える記事コンテンツの制作及び掲載

- ・ターゲット層：世界自然遺産をはじめとする自然及び各地域の文化、観光に関心のある層

- ・内容及び制作時の留意事項

各地域の世界自然遺産に知見のある専門家や地元のガイド等の視点を活かした記事を制作すること。

サステナブル・ツーリズムの観点に立ち、現地における観光の魅力に加えて、動植物との接し方や適切な服装といった基本的かつ重要な注意事項を踏まえて、各地域の自然や文化への理解・配慮を促す内容とすること。

- (ウ) レスポンシブル・ツーリズムをテーマにした記事コンテンツの制作及び掲載

- ・ターゲット層：前項(イ)と同じ

- ・内容及び制作時の留意事項

自然遺産の保護と共存をテーマとして、レスポンシブル・ツーリズムの観点に立ち、自然遺産の魅力の発信とともにその価値への理解を促す記事を制作すること。横断的に国内の自然遺産について紹介する内容を想定している。

- (エ) トップページ画像の更新

- ・更新回数：年間4回程度

- ・更新方法

トップページのメインビジュアルを季節に合わせた訴求力のある画像に変更すること。画像は各地域の季節の特色を活かしたものを選定し、財団に確認すること。

- カ デザイン・構成

- (ア) PC、スマートフォン、タブレット等の様々な端末機器を考慮したレスポンシブデザ

インとすること。また、一般的なブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari、Firefox 等）における表示崩れを防ぐため、十分に表示確認を行うこと。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・構成とすること。

(イ) 世界的なトレンドを取り入れたデザインを積極的に取り入れること。

キ 言語・翻訳

(ア) 翻訳に当たっては、表記方法の統一を図ること。適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。

(イ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についても確認すること。

(ウ) 固有名詞の表現等については、公式に使用されている英語表現に留意して翻訳を行い、財団に確認すること。

(エ) 翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含め、適切な対応をとること。

(オ) 情報更新・追加に伴う文章は原則として日本語で準備・作成すること。

ク SEO・サイト改善

自然検索によるサイト流入の増加、エンゲージメント率の向上及びサイト内回遊の促進のため、SEO 対策や UI/UX 改善等の施策及びそれらの効果検証を実施すること。実施に当たっては当該業務の専門人材による知見を取り入れること。

ケ システム・サーバー等の保守・運用管理

(ア) ウェブサイトは受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者はウェブサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。

(イ) コンテンツ拡充やオンライン広告配信によるアクセス数の増加を考慮し、サーバーのディスク容量の使用率 50%程度を目安にスペックを選定し、運用する中で 80%を超えることが想定される場合は、速やかに財団とスペック変更の協議及び対応をすること。

(ウ) ウェブサイト運営に係る全システム及びサーバーは、24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。

(エ) サーバーを設置するデータセンターは、障害発生時に 24 時間受付可能な体制とすること。また、リアルタイム監視・検知サービスを導入し、サーバーを常時監視する体制とすること。なお、導入するサービスについては、一般的なサーバーエラーに対して、24 時間対応できるものとする。

(オ) システム等（パッケージ等）の定期的なプログラム修正（操作性の改善や修正等軽微なもの）を本委託費内で行い、原則として、常に最新のバージョンとすること。

(カ) 原則として、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業

を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。

- (キ) 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。
- (ク) サイト公開前に脆弱性診断を行い、必要な改善を行ってから公開すること。
- (ケ) サイト全体に対して、SSL化の対応をすること。証明書の有効期限の1ヶ月前までに更新の申請を行うこと。
- (コ) サーバーは、本仕様の内容を満たす適切なものを用いること。

コ cookie 同意ツールの導入・管理等

改正個人情報保護法、GDPR（EU 一般データ保護規則）その他関連する地域の個人情報取扱規約及びプラットフォーム利用規約に則り、Cookie 同意ツールを令和8年6月30日までに導入（選定、設定、実装を含む）し、管理（同意ログの保存、バナー表示設定、法改正対応、バージョン更新等を含む）すること。作業に当たっては、受託者自ら最新の情報収集に努めること。

当該ツールのライセンス費用及び運用に係る費用は、本委託費に含めるものとする。

なお、ツールの利用及び他サービスとの連携に際しては、必要に応じて財団と協議の上、適切に対応すること。

サ バナーリンク設定について

- (ア) 必要に応じて、財団が別途実施する「商談会」や「現地交流会」後に作成された旅行商品紹介ページへのバナーリンクを設定すること。バナー素材やリンク先の情報等は別途財団より提供する。
- (イ) また、「商談会」や財団が別途実施する「シンポジウム」について、関連する動画やバナー等をトップページに追加掲載及び掲載期間終了時に削除すること。動画やバナー素材等は別途財団から提供する。その他、都及び財団が本事業に関わるプロモーション、情報発信等の施策を実施する場合には、バナーリンクの設定等に協力すること。

シ その他

- (ア) 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。ウェブサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し、対応すること。対応完了後、速やかに財団に報告するとともに、事象の詳細、経緯、原因、再発防止策等を記載した報告書を作成し、提出すること。
- (イ) 財団、都及び5道県等からの要請に応じた事実関係の修正など、必要に応じて、掲載情報の軽微な更新を実施すること。また受託者自身も最新情報の収集に努め、更新が必要な場合は適宜対応すること。
- (ウ) ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。また、サイト内の全ての内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないもので

あること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

- (エ) 別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準拠すること。
- (オ) 財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。

①調査依頼への協力

財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的協力すること。

②調査実施後の指摘事項の対応

指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそれに従い、対応方法を検討し、必要な措置をとること。

(2) オンライン広告

誘導効率の良い媒体及び有力なサイト等に広告掲出を行うことができるネットワークを有する媒体を選定した上で、インターネット及びSNS上に広告を掲出し、以下の表にて指定するウェブサイトの各ページへの誘導を図ること。

ア 広告配信市場、使用言語及び誘導先（想定）

配信市場	使用言語	誘導先・URL
欧米豪等	英語	①トップページ（英語） https://world-natural-heritage.jp/en/ ②各地域トップページ（英語） 例：知床 https://world-natural-heritage.jp/en/shiretoko/ ③「7 委託内容」(1) オ で制作する新規記事ページ（英語）
日本	日本語	①トップページ（日本語） https://world-natural-heritage.jp/ ②各地域トップページ（日本語） 例：知床 https://world-natural-heritage.jp/shiretoko/ ③「7 委託内容」(1) オ で制作する新規記事ページ（日本語）

イ ターゲット設定

市場や属性等、本事業の趣旨に合致するターゲット層を明確にして配信すること。特に世界自然遺産や旅行先でのアクティビティ体験に関心の高い層をターゲットとすること。なお、広告効果を最大化するために必要なデータを適宜活用し、最適な配信プランを設定すること。

ウ 広告配信時期・期間

- ・令和8年5月に予定している協議会での決定後、速やかに開始すること。
- ・長期的な掲出を前提とした配信、運用を行うこと。

- ・旅行先の検索や予約が増加する時期等、対象市場における旅行動向も踏まえ、配信効果が最も高まる広告配信に最適な時期及び掲出頻度を設定すること。
- ・ウェブサイトの各地域トップページへの誘導広告の実施時期については、日本、欧米豪それぞれのターゲット市場と各自然遺産地域の特徴を考慮し最適な時期に実施すること。

エ 広告デザイン及び各デザインの効果検証

- ・テーマ、対象市場や媒体の特性等を考慮の上、広告デザインを数パターン制作すること。
- ・一定期間掲出後、配信効果を適宜検証し、高い効果の見込めるデザインを採用する等ウェブサイト訪問数・回遊数の増加や直帰率が低くなる等の効果が見込める工夫を行うこと。
- ・特定の地域に偏ることなく、5つの世界自然遺産地域を全て取り上げること。

オ 広告用クリエイティブについて

効果的なバナー素材の作成、媒体に応じたリサイズ等の調整を行った上でオンライン広告を掲出し、誘導先ページへの誘導を図ること。新規で作成するバナー等クリエイティブについては、複数年使用できるようにすることが望ましい。

カ 動画広告の実施について

動画広告を実施する際、過年度に制作した映像を使用する場合は改変を行わないこと。新たに動画を制作する場合、作成後にウェブサイトにも掲載可能であることが望ましい。

キ SNS 広告の実施について

Instagram 又は Facebook 上で SNS 広告を実施する場合、使用するアカウントは契約締結後に別途財団が指定する。

ク 使用言語

広告において使用する言語は上記の表に記載のとおりとするが、訴求対象に応じて最適な言語を設定すること。

ケ 効果測定及び報告

事業目的に照らし最も効果的な掲出となるよう、細分化して KPI を設定すること。その達成に向けて、配信プランを設定し、実施すること。設定した KPI の達成に向けた進捗状況を定期的に分析・考察し、毎月報告するとともに、より効率的な配信のための改善を可能な限り行うこと。

(3) 画像データダウンロードシステムの設置及び運営管理

各地域の世界自然遺産の魅力を訴求できる静止画の素材について、新規撮影を含め収集して格納したダウンロードシステムを設置すること。画像素材の撮影・収集については、上記「(1) ウェブサイトの制作・更新・運営管理」におけるコンテンツ制作時において効率よく実施できるように工夫すること。動画データも格納できると望ましい。

ア 画像素材データの作成・準備・納品

画像データは Web サイトや雑誌記事、リーフレット等への掲載に適したサイズ及び形式とすること。一部はイベント用ブースパネルや屋外広告、ポスター等にも使用でき

るデータサイズであることが望ましい。全体及び各地域のデータ数は、財団と協議の上、決定すること。

イ 使用者及び目的

- ・使用者：財団、都及び5道県
- ・使用目的：財団が本事業趣旨及び観光プロモーションのために適切と判断した目的において使用する。

ウ 撮影許可・使用許諾

上記目的における撮影及び使用許諾を得ること。

また、許諾に関する情報を一覧化して財団に提出すること。

エ 画像データのダウンロードシステムの構築・管理

財団、都及び5道県が申し込み及びダウンロード可能なシステムを構築し、運用・管理すること。既存のクラウドシステムの使用も可とするが、データ管理の安全性及び運用の安定性、使いやすさを十分に考慮して選定すること。

また、以下の項目が可能であることがのぞましい。

- ・財団が管理権限を有し、画像情報の登録・変更・削除が可能であること。
- ・申込及びダウンロード状況の確認が可能であること。

(4) 会議開催関連業務

以下の条件で開催する予定の会議に関する業務を行うこと。

ア 事業規模（開催時期や方法は概ね以下のとおりとする。）

会議名	開催時期・方法（予定）
協議会	1回目：令和8年5月頃オンライン会議 2回目：令和9年3月頃書面開催
協議会の事前打合せ会	1回目：令和8年4月頃書面開催 2回目：令和9年1月頃オンライン会議

※開催日については決定次第、財団より連絡する。

イ 業務内容

(ア) 本業務実施に関する会議資料の作成及び必要に応じて説明・報告を行うこと。

（協議会の事前打合せ会（1回目）と協議会（1回目）の計2回分を想定）

(イ) 財団の要請に応じて1回目の協議会に同席し（1～1.5時間程度を想定）、参加者からの質問等に回答すること。

8 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は5道県の各自治体から直接受託者へ支払う場合がある。その際、精算のため自治体担当者と直接調整し、必要な場合には指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、処理を速やかに行うこと。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別途定める「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

本事業全体に関する報告書を作成し提出すること。

・体裁及びデータ形式

A 4 版、横書きカラー。基本的なデータ形式は PowerPoint とする。

ただし、別紙として画像等を PDF データ、一覧資料を Excel データで作成することも可とする。

・広告のクリエイティブは全てクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。

9 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」* 第 14 に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260130.docx

10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

11 秘密の保持

受託者は、「10 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「10 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

12 委託事項の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

13 個人情報の保護等

(1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」(※ 1) を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(※ 2) に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり 10 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

※ 1 : https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

※ 2 : https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(※ 3) 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係

る標準特記仕様書」(※4)に定められた事項を遵守すること。

※3：https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

※4：https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

また、「10 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名／メールアドレスなど
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

14 契約更新

受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。更新時の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

更新を検討するに当たっては、財団において評価審査会を実施するため、財団の指示に従って業務報告書を提出し、評価審査会に参加すること。

契約更新は、当該年度における都予算が都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

なお、次年度の契約内容や金額が大きく変更・追加になる場合、事業方針が変更になる場合等には、評価審査会を実施しないことがある。

15 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (2) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (3) 契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。汎用性のあるシステムを構築するとともに、権利関係や特殊費用の発生等が生じないようにしておくこと。
- (4) 本事業の委託者は財団であるが、実施に当たって発生した問題は受託者が責任をもって対応するものとする。
- (5) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 本事業は、令和8年度都予算が都議会において委託契約前に可決・成立し、令和8年度東京観光財団収支予算が令和8年3月31日までに東京観光財団評議員会で承認された場合に

において、令和8年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団観光事業部
電話：03-5579-2683